二　令第十六条の四第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2　令第十六条の四第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一　令第十六条の四第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二　令第十六条の四第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十四　［略］

［一・二　略］

三　令第十八条第三項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　［略］

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十五　［略］

（不開港に出入する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十六　令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入出港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

2　［略］

3　［略］

二　令第十六条の三第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2　令第十六条の三第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一　令第十六条の三第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二　令第十六条の三第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十一　［同上］

［一・二　同上］

三　令第十八条第三項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　［同上］

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十二　［同上］

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十三　令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

2　［同上］

3　［号を加える。］

一　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合　その不開港に入港する三十分前

二　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して不開港に入港する場合　その不開港に入港する時

4　［同上］

5　令第十八条の二第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十八条の二第八項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十八条の二第八項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係

共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

2　［略］

3　［略］

一　不定期航空機であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合　その不開港に入港する九十分前

二　不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合　その不開港に入港する三十分前

三　不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して不開港に入港する場合　その不開港に入港する時

4　［略］

5　令第十八条の二第十項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十八条の二第十項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十八条の二第十項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第五項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係